

京都府教科用図書選定審議会傍聴要領

平成 15 年 4 月 24 日
京都府教科用図書選定審議会

1 目的

この要領は、京都府教科用図書選定審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として 10 名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の 30 分前までに会長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるとときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等をする事。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、映画等の撮影、録音等をする事。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府教科用図書選定審議会の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

傍 聴 申 込 書

令和5年4月20日(木)開催の京都府教科用図書選定審議会の会議を傍聴 したいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

令和 年 月 日

京都府教科用図書選定審議会会長 様

申込者 住 所

(報道機関名)

氏 名

記

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 会長が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 傍聴後、京都府教科用図書選定審議会の会議に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。
- 14 その他会長の指示に従うこと。